

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律

Q & A

令和2年10月
経済産業省
商務情報政策局
商取引監督課

- Q 1. 法律が成立した背景及び経緯を教えてください。
- Q 2. 法律の概要について教えてください。
- Q 3. 法律の対象となる会員契約はどのようなものですか。
- Q 4. 法律の対象となる募集とはどのような行為をいうのですか。
- Q 5. 株主制のゴルフ場はこの法律の対象となりますか。
- Q 6. 社団法人制のゴルフ場はこの法律の対象となりますか。
- Q 7. 外国のゴルフ場の会員契約にこの法律は適用されますか。
- Q 8. ゴルフ会員権流通業者から会員権を購入する場合にこの法律は適用されますか。
- Q 9. ゴルフ会員権の分割する場合にこの法律は適用されますか。
- Q10. ゴルフ場事業者が会員を募集しようとする場合はどのような届出が必要ですか。
- Q11. 法律による会員契約の締結時期の制限について教えてください。
- Q12. 保証委託契約について教えてください。
- Q13. 会員契約を締結するときに交付しなければならない書面について教えてください。
- Q14. 絶対に儲かるなどといったセールストークでのゴルフ会員権の販売方法に何か問題はないのですか。
- Q15. ゴルフ会員は、会員制事業者の財産等の状況について知ることができますか。
- Q16. クーリング・オフについて教えてください。
- Q17. ゴルフ場事業者に対して苦情や不満があるときは、どこに相談したらいいですか。

Q 1. 法律が成立した背景及び経緯を教えてください。

A ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号。以下「ゴルフ会員契約適正化法」といいます。）は平成4年に成立しました。当時、会員制事業をめぐるのは、契約時の説明内容と実際の内容が異なる、契約した事業者が倒産して施設が開設されなかったなどの消費者トラブルが増加している状況がみられました。特に、ゴルフ場事業においては、平成3年に、施設開場前に募集予定会員数を大幅に上回る会員募集を行った事例が大きな社会問題となり、これらの問題に対処するため、会員制事業に対する法的規制の必要性を求める声が高まりました。

ゴルフ会員契約適正化法は、このような状況を背景として、消費者にとって必要な情報が適切に事業者から開示される仕組みを作るとともに、会員契約の締結時期を規制すること等により、会員契約の適正化を図ることを目的とした法律です。本法は、国会議員により発議され、衆参両院において全会一致で可決・成立し、平成4年5月20日に公布され、平成5年5月19日から施行されています。

Q 2. 法律の概要について教えてください。

A 本法は、「ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図ることにより、会員の利益を保護し、あわせて会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすること」（第1条）を目的として、会員制事業者に関し、以下のような規定を設けています。

- ① 会員募集の際の経済産業大臣への届出の義務付け（第3条）
- ② 施設開設前の会員契約締結の禁止（第4条）
- ③ 会員契約締結に当たっての書面交付の義務付け（第5条）
- ④ 誇大広告、不実告知、不当な行為（威迫を交えた勧誘等）等の禁止（第6条～第8条）
- ⑤ 会員制事業者の業務及び財産の状況を記載した書類を会員に対し閲覧させることの義務付け（第9条）
- ⑥ 経済産業大臣による指示、業務停止の命令等（第10条、第11条）
- ⑦ 会員契約の解除（クーリング・オフ）（第12条）
- ⑧ 報告徴収及び立入検査、罰則等（第17条、第22条～第24条 等）

Q 3. 法律の対象となる会員契約とはどのようなものですか。

A ゴルフ会員契約適正化法における「会員契約」とは、「当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であって政令

で定めるものを継続的に利用させる役務（以下「指定役務」といいます。）を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の金銭を支払うことを約する契約」をいいます（第2条第1項）。

「その他のスポーツ施設又は保養のための施設」については、現在のところ、政令で定められていませんので、ゴルフ場のみが本法の対象となっています。なお、ゴルフ場とそれ以外の施設の利用についての契約が一体となっている場合（いわゆる複合型施設）もゴルフ会員契約適正化法の対象となりますので、注意が必要です。

また、「政令で定める金額」については50万円と定められています。この場合の金額要件は、預託金の額だけではなく、入会金、預託金、保証金、消費税等、会員（となろうとする者）が会員契約に基づき会員制事業者を支払うこととなる一切の金銭の総額で判断されることとなります。

Q 4. 法律の対象となる募集とはどのような行為をいうのですか。

A ゴルフ会員契約適正化法における「募集」とは、「広告その他これに類似する方法により会員契約の締結について、勧誘をし、若しくは勧誘をさせること又は会員契約の締結をすること若しくは会員契約の締結の代理若しくは媒介を行わせること」をいいます（第2条第4項）。このように、募集は、「広告その他これに類似する方法により会員契約の締結について勧誘すること及び勧誘させること」、「会員契約を締結すること及び会員契約の締結の代理・媒介を行わせること」の2つの行為類型に分けることができます。いずれも、会員制事業者が行う行為であり、このような行為をする場合は、あらかじめ会員募集の届出が必要になります。

1つ目の「会員契約の締結について勧誘し・勧誘させること」の「勧誘」とは、会員契約の締結を勧めることを意味します。したがって、「広告その他これに類似する方法」によって会員契約の締結を勧めていれば、会員制事業者が自ら行う場合だけでなく、他の事業者に依頼して勧誘させる場合も、募集に該当します。なお、ダイレクトメール等による勧誘も「これに類似する方法」と考えられます。

2つ目の「会員契約を締結すること」とは、自ら会員契約を締結する場合を指しますが、契約締結しさえすれば、その数に関わらず募集にあたります。そのため、一度募集を終了した後、改めて欠員を補充する場合にも、会員募集の届出が必要になる点に御注意ください。

「会員契約の締結の代理・媒介を行わせること」とは、会員制事業者が会員契約代行者に会員契約を締結させる場合や、会員契約が成立するよう尽力させる場合です。一個の契約締結の代理・媒介を行わせることであっても募集にな

るという点は、自ら契約を締結する場合と同じです。

Q 5. 株主制のゴルフ場はこの法律の対象となりますか。

A ゴルフ会員契約適正化法の対象となる会員契約は、事業者がゴルフ場等の施設を継続的に利用させる役務を提供することを約し、会員がその対価として金銭を支払うことを約するものをいいます。したがって、いわゆる株主制のゴルフ場においてみられるような、株式の取得の対価として金銭が支払われる契約は、会員契約の定義に該当しません。

例えば、以下のような契約は本法の対象外となります。

- ①ゴルフ場等の所有、管理等を行う法人が発行する株券を取得するための金銭を支払うことにより、自動的に又は理事会の承認等を得て指定役務の提供を受ける場合において、当該株券を取得する契約
- ②株主制と会員契約を併用している場合（株券を取得する契約により指定役務の提供を受ける者と、会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者とが併存している場合や、同一の会員が締結する契約の中に株券を取得する契約と会員契約が併存している場合をいう。）における株券を取得する契約
ただし、前記②の株主制と会員契約を併用している場合において、会員契約に該当する部分については本法の適用対象となりますので注意が必要です。

Q 6. 社団法人制のゴルフ場はこの法律の対象となりますか。

A ゴルフ会員契約適正化法は、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会その他の政令で定める者（以下「組合等」といいます。）がその直接又は間接の構成員と締結する会員契約については、適用しないこととされています（第19条第2項）。

これは、これらの者が行う会員契約については、ゴルフ会員契約適正化法により情報開示等を義務付けなくとも、組合等の内部関係における規範によって会員の保護が図られ得ると考えられるため本法の適用除外としたものです。

この条項に基づき、政令においては、「ゴルフ場の設置及び運営をその主な事業とする一般社団法人」を定めています（政令第7条）。

なお、一般社団法人の社員（構成員）以外にゴルフ会員を募集する場合は、当該会員については、ゴルフ場の運営に意思を反映させる仕組みが確保されないため、預託金制と同様にゴルフ会員契約適正化法の対象となります。

Q 7. 外国のゴルフ場の会員契約にこの法律は適用されますか。

A ゴルフ会員契約適正化法は日本国内において締結される会員契約を対象としており、施設自体が日本に所在することは要件にはなっていないため、外国

のゴルフ場についても、日本国内で募集する場合には同法の適用を受けます。

なお、外国のゴルフ場の開設前に、当該ゴルフ場に係る会員契約を締結する場合には、同法第4条の「法令に基づく許可等の処分で政令に定めるもの」、すなわち都道府県等による開発許認可等がなされることはありえないため、保証委託契約を締結し、その旨を届け出れば、会員契約を締結することが可能となります（同法第4条に定める会員契約の締結時期に関する制限については、Q11を御参照ください）。

Q8. ゴルフ会員権流通業者から会員権を購入する場合にこの法律は適用されますか。

A 会員権の譲渡や相続については、事業者との間で新たに会員契約を締結するものではなく、既にある会員契約の当事者の変更にすぎないことから、ゴルフ会員権適正化法の対象にはなりません。したがって、既存の会員と会員になることを希望する者との間で行われるゴルフ会員権の売買を仲介する者（いわゆるゴルフ会員権流通業者）から会員権を購入する場合には、通常、ゴルフ会員権適正化法の対象にはならないといえます。ただし、会員権流通業者が新規の会員契約の代行を行う場合においては、当該会員権流通業者は「会員契約代行者」に該当し、ゴルフ会員権適正化法の対象となります。

Q9. ゴルフ会員権を分割する場合にこの法律は適用されますか。

A ゴルフ会員権の分割により、ゴルフ場事業者と会員との間の既存の契約関係の変更に加え、分割によって増加した分の新たな契約関係が生じることから、ゴルフ会員権の分割に当たっては、分割により増加する分の会員権が、ゴルフ会員権適正化法第3条の対象となります。

Q10. ゴルフ場事業者が会員を募集しようとする場合はどのような届出が必要ですか。

A ゴルフ場事業者が会員を募集しようとするときは、ゴルフ会員権適正化法第3条第1項に基づき、①会員制事業者に関する事項（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、会員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法、その他経済産業省令で定める事項等）及び②会員契約に関する事項（指定役務の内容、施設の開設時期、会員の数についての計画、拠出金の種類及び額、その他経済産業省令で定める事項等）について、経済産業大臣に届け出る必要があります（具体的な届出様式については、施行規則様式第1に定められています）。

この届出は、募集を開始しようとする際、あらかじめ提出することとされて

いますが、この場合の「募集」には広告やその他これに類する方法による勧誘行為も含まれます（第2条第4項）ので、これらの行為を行う前に提出しなければなりません。

なお、ゴルフ会員契約適正化法施行前に既に会員募集を行っていたゴルフ場事業者が引き続き又は追加で会員募集をする場合や、会員募集の届出をした会員制事業者が募集の計画を変更して募集をしようとする場合等にも、届出が必要となります（ただし、経済産業省令で定める軽微な変更のみを行った場合を除きます。）。

会員募集の届出をせず、又は虚偽の届出をして募集を行った会員制事業者については、経済産業大臣による指示（第10条）や業務の停止命令（第11条）の対象となるほか、罰則（50万円以下の罰金。第23条）も定められています。

また、施設開設前に会員を募集する場合は、Q11もご覧ください。

これらのゴルフ会員契約適正化法第3条第1項に基づく届出は経済産業局等に持参若しくは郵送することになりますが、記載方法等がよく分からない場合には、Q17をご覧くださいの上、窓口担当部署にお問い合わせください。

Q11. 法律による会員契約の締結時期の制限について教えてください。

A ゴルフ場等の会員制事業については、施設開設前に契約したが、事業者の倒産等により施設が開設されなかったという消費者トラブルがみられたこと等から、ゴルフ会員契約適正化法第4条において、原則として会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に係る施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならないこととされています。

ただし、会員制事業者が、①政令で定めるところにより、当該施設が開設されないこととなった場合において会員制事業者が会員に対して行うべき拠出金の返還につき、その額の2分の1以上の額に相当する額の金銭の会員に対する支払いを担保する契約（保証委託契約）を締結し、②当該施設の開設に係る工事に関し、法令に基づく許可等の処分で本法又は政令で定めるものが必要である場合には、当該処分があった後に、③経済産業大臣にその旨を届け出た場合においては、会員制事業者又は会員契約代行者は、当該保証委託契約に係る会員契約を締結することができることとされています（具体的な届出様式については、施行規則様式第2に定められています。）。

これは、このような条件が満たされた会員契約の締結については、会員の利益の保護の観点から施設開設後の契約締結と同等に評価し得るとされたことによるものです。

ゴルフ会員契約適正化法第4条に違反する会員契約の締結についても、第3

条（募集の届出）の違反と同様、経済産業大臣による指示（第10条）や業務の停止命令（第11条）及び罰則（50万円以下の罰金。第23条）が定められています。

Q12. 保証委託契約の締結と届出について教えてください。

A ゴルフ会員契約適正化法第4条において規定される保証委託契約は、少なくとも以下の要件を満たしている必要があります。

①銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合、保険会社、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第7項に規定する外国保険会社等又はゴルフ会員契約適正化法第13条第1項の指定を受けた会員制事業協会を相手とする契約であること

②会員制事業者について、破産手続開始の決定がされた場合その他の当該会員契約に基づく指定役務の提供を受けることができないことが明らかになった場合（天災その他省令で定めるやむを得ない事由による場合を除く。）において、会員制事業者が会員に対して返還すべき拋出金の額の2分の1以上の額を保証する契約であること

③会員契約により定められた当該会員契約に係る施設の開設予定日から起算して3年を経過する日以降を保証期間の末日とする契約であること

また、前述のとおり、保証委託契約を締結した場合、当該施設の開設に係る工事に関し本法及び政令の定める許可等が必要な場合には当該処分があった後に、その旨を経済産業大臣に届け出る必要があります。「本法及び政令の定める許可等」とは、以下の7つを指します。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可
- (2) 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定に基づく制限として行う処分
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項並びに第34条第1項及び第2項の許可
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の許可
- (5) 地すべり防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可
- (6) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の許可
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第4項の認可

Q13. 会員契約を締結するときに交付しなければならない書面について教えてください。

A 会員契約は、顧客にとってその内容がわかりにくく、また、契約において会員の権利義務の内容が必ずしも明確でないことから、顧客は会員契約を締結する前にその内容について十分な知識を得る必要があります。このため、ゴルフ会員契約適正化法第5条第1項では会員制事業者又は会員契約代行者に、契約を締結するか否かについての判断の材料となる情報を顧客に提供させることを規定しています。具体的には、顧客に対し、契約が成立するまでの間に、会員契約の内容や会員制事業者の業務や財産に関する事項等を記載した書面を交付することを義務付けています。具体的な書面記載事項については、第5条第1項のほか、施行規則第7条に定められています。

また、会員契約が成立した場合において、その契約内容が不明確であると、後日になって当事者間に契約内容を巡って紛争が生じるおそれがあります。このため、ゴルフ会員契約適正化法第5条第2項では、契約締結後に契約の具体的内容を会員によく理解、確認していただくため、成立した会員契約の内容を記載した書面を会員に交付することを義務付けています。具体的な書面記載事項については、第5条第2項のほか、施行規則第8条に定められています。この書面は会員契約を締結したときは遅滞なく交付しなければならないこととなっていますが、この「遅滞なく」とは、通常3～4日以内と考えられます。

なお、会員制事業者が会員契約に関する事項を変更する場合には、上記のゴルフ会員契約適正化法第5条第2項の書面交付と同様の趣旨から、契約内容を明確にするとともに、会員に対してその内容を確認する機会を提供する必要があります。このため、第5条第3項及びこれに基づく施行規則第9条では、会員制事業者が会員契約に関する事項のうち、①会員の数についての計画、②預託金の額及び据置期間、③指定役務に係る施設のうちゴルフ場のホール数に関する事項を変更する場合には、当該変更の内容を記載した書面をあらかじめ会員に交付することを義務付けています。

Q14. 絶対に儲かるなどといったセールストークを用いてゴルフ会員権を販売することに何か問題はないのですか。

A ゴルフ会員権は、流通市場において価格が急騰した時期もありましたが、その後値下がりしているものも多くあり、将来において必ず値上がりするという保証はありません。そこで、ゴルフ会員契約適正化法第8条第3号及び施行規則第11条では、顧客に対し、利益を生じることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、会員契約の締結又は更新を勧誘する行為を禁止しています。

このほか、ゴルフ会員契約適正化法では、会員及び会員となろうとする者の利益を保護するため、会員制事業者及び会員契約代行者に関し、①誇大広告の禁止（第6条）、②勧誘等に当たっての不実告知等の禁止（第7条）及び③威迫する言動を交えて会員契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は会員契約の解除を妨げること等の不当な行為等の禁止（第8条）を定めています。

Q15. ゴルフ会員は、会員制事業者の財産等の状況について知ることができますか。

A 会員制事業者の業務や財産の状況は、役務提供の確実性等に大きな影響を与えることから、会員にとって大きな関心事といえます。

このため、ゴルフ会員契約適正化法は、会員の利益を保護することを目的として、第9条において、会員募集の届出をした会員制事業者に対し、財産等の情報を開示することを義務付けています。具体的には、当該会員制事業者の業務及び財産の状況を記載した書類（施行規則（様式第3））を毎年度作成し、過去直近3年度分を会員契約に関する業務を行う事業所（、主たる事業所（本社）、当該会員契約に係るゴルフ場等）に備え置いて、会員の求めに応じ閲覧させなければなりません。

これにより、会員は、会員制事業者の株主、資産や負債の状況、資産につき設定している担保権の明細、会員預かり保証金の明細、会員数の明細等を把握することが可能となります。

Q16. クーリング・オフについて教えてください。

A 会員契約は、その内容にわかりにくい面があり、勧誘の際に会員制事業者や会員契約代行者の言辞に左右される面が強いうえ、契約締結当初に多額の金銭を支払い、役務提供が長期間にわたることが通例であることから、会員の契約締結の意思が不安定なまま、会員契約の締結に至り、後日その履行や解約を巡って紛争を生じることが少なくありませんでした。そこで、ゴルフ会員契約適正化法においては、これらの問題を除去するため、会員契約の締結に際し、クーリング・オフ制度を設けました（第12条）。

会員は、契約締結後、第5条第2項に定める書面を受領した日から起算して8日間が経過するまでの間は、書面により会員契約の解除を行うことができます。この場合、会員制事業者は、会員に対し、当該会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。また、この規定に基づく契約の解除がなされた場合には、既に当該会員契約に基づき役務が提供された場合であっても、会員制事業者は、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することもできません。

Q17. ゴルフ場事業者に対して苦情や不満があるときは、どこに相談したらいいですか。

A 会員制事業の業務に対する会員等からの苦情を解決する組織としては、一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会がごございますので、そちらに御相談ください（電話番号03-5577-4368）。同協会は、会員制事業の業務に対する会員等からの苦情の解決等の業務を行う「会員制事業協会」として、ゴルフ会員契約適正化法に基づく経済産業大臣の指定を受けた団体です。

また、経済産業省及び地方経済産業局では、ゴルフ会員契約適正化法を含む経済産業省所管の法律等に関する消費者トラブル等に対して助言を行う窓口として、消費者相談室を設けておりますので、こちらにも御相談いただけます。

【窓口担当部署の連絡先】

経済産業省

消費者相談室（本省） 電話：03-3501-4657

地方経済産業局

北海道経済産業局 電話：011-709-1785

東北経済産業局 電話：022-261-3011

関東経済産業局 電話：048-601-1239

中部経済産業局 電話：052-951-2836

近畿経済産業局 電話：06-6966-6028

中国経済産業局 電話：082-224-5673

四国経済産業局 電話：087-811-8527

九州経済産業局 電話：092-482-5457・5458

沖縄総合事務局経済産業部 電話：098-862-4373

なお、具体的なトラブルではなく、ゴルフ会員契約適正化法の解釈等に係るお問い合わせの場合は、本Q&Aのお問い合わせ先である経済産業省商務情報政策局商取引監督課までお問い合わせください。

(本Q&Aのお問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課

電話：03-3501-1511（内線 4191）

03-3501-2302（直通）